

経済財政運営と改革の基本方針2019について

〔 令和元年6月21日
閣 議 決 定 〕

経済財政運営と改革の基本方針2019を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2019
～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～

令和元年6月21日

経済財政運営と改革の基本方針 2019 (目次)

第1章 現下の日本経済 1

1. 内外の経済動向と今後の課題

- (1) 日本経済の現状と課題
- (2) 国際経済環境の変化と課題

2. 今後の経済財政運営

- (1) 基本認識
- (2) 新たな時代への挑戦 : 「Society 5.0」実現の加速
 - ① Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり
 - ② 経済再生と財政健全化の好循環
- (3) 当面の経済財政運営等

3. 東日本大震災等からの復興

- (1) 東日本大震災からの復興・再生
 - ① 切れ目のない被災者支援と産業・生業の再生
 - ② 原子力災害からの福島の復興・再生
- (2) 近年の自然災害からの復興、防災・減災・国土強靱化の加速

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり 8

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

- (1) Society 5.0 の実現
 - ① デジタル市場のルール整備
 - ② フィンテック／金融分野
 - ③ モビリティ
 - ④ コーポレート・ガバナンス
 - ⑤ スマート公共サービス
- (2) 全世代型社会保障への改革
 - ① 70 歳までの就業機会確保
 - ② 中途採用・経験者採用の促進
 - ③ 疾病・介護の予防
- (3) 人口減少下での地方施策の強化・人材不足への対応
 - ① 地域のインフラ維持と競争政策

② 地方への人材供給

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

- ① 幼児教育・保育の無償化等
- ② 初等中等教育改革等
- ③ 私立高等学校の授業料の実質無償化
- ④ 高等教育無償化
- ⑤ 大学改革等
- ⑥ リカレント教育
- ⑦ 少子化対策、子ども・子育て支援
- ⑧ 女性活躍の推進
- ⑨ 介護人材等の処遇改善

(2) 働き方改革の推進

(3) 所得向上策の推進

- ① 就職氷河期世代支援プログラム
- ② 最低賃金の引上げ

3. 地方創生の推進

(1) 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出

(2) 地域産業の活性化

- ① 観光の活性化
- ② 農林水産業の活性化
- ③ 海外活力の取込みを通じた地域活性化

(3) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援

(4) 地方分権改革の推進等

(5) 対流促進型国土の形成

(6) 沖縄の振興

4. グローバル経済社会との連携

(1) G20における持続的成長へのコミットメント

(2) 経済連携の推進、TPP等の21世紀型ルールの国際標準化

(3) 国際的なデータ駆動型経済拡大に向けたデータの越境流通等のルール・枠組み

(4) 持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献

- ① 質の高いインフラ投資
- ② パリ協定に基づく長期戦略の策定を含む環境・エネルギー問題への対応
- ③ 海洋プラスチックごみ対策
- ④ 国際保健への対応

5. 重要課題への取組

- (1) 規制改革の推進
- (2) 科学技術・イノベーションと投資の推進
 - ① 科学技術・イノベーションの推進
 - ② 成長力を強化し支える公的投資の推進
- (3) 外国人材の受入れとその環境整備
 - ① 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進
 - ② 共生社会実現のための受入れ環境整備
 - ③ 在留管理体制の構築
 - ④ 留学生の国内就職促進
- (4) 大規模国際大会等の成功とスポーツ・文化芸術立国の実現
 - ① 大規模国際大会等の成功
 - ② スポーツ立国の実現
 - ③ 文化芸術立国の実現
- (5) 資源・エネルギー、環境対策
 - ① 資源・エネルギー
 - ② 環境対策
- (6) 外交・安全保障
 - ① 外交
 - ② 安全保障
- (7) 暮らしの安全・安心
 - ① 防災・減災と国土強靱化
 - ② 治安・司法
 - ③ 危機管理
 - ④ 消費者の安全・安心
 - ⑤ 共助・共生社会づくり
 - ⑥ 住宅セーフティネットの充実等

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

50

1. 新経済・財政再生計画の着実な推進
2. 経済・財政一体改革の推進等
 - (1) 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革
 - ① デジタル・ガバメントによる行政効率化
 - ② 効率的・効果的な予算執行の推進
 - ③ EBPMをはじめとする行政改革の推進
 - (2) 主要分野ごとの改革の取組

- ① 社会保障
- ② 社会資本整備
- ③ 地方行財政改革
- ④ 文教・科学技術
- ⑤ 税制改革、資産・債務の圧縮等
- (3) 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大
 - ① 「見える化」の徹底・拡大
 - ② 先進・優良事例の全国展開等
 - ③ インセンティブ改革

第4章 当面の経済財政運営と令和2年度予算編成に向けた考え方— 74

- 1. 当面の経済財政運営について
 - (1) 消費税率引上げへの対応
 - ① 駆け込み・反動減の平準化
 - ② 軽減税率制度の実施
 - (2) 当面の経済財政運営

- 2. 令和2年度予算編成等について

システムに関する実務指針」を新たに策定する。

(ii) 東京証券取引所の対応等

「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」の実効性を高めるため、同指針の方向性に沿って、東京証券取引所の独立性基準の見直し等、上場子会社等の支配株主からの独立性を高めるための更なる措置等を講ずる。

⑤ スマート公共サービス

(i) マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築

Society 5.0 社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能とするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。

消費税率引上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的な在り方について検討を行う。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021年3月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。

あわせて、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用を図る¹²。

(ii) 個人・法人による手続の自動化

予防接種や児童手当など、妊娠から就学前までの子育て関連手続をボタン一つで申請できるサービスにつき、来年度から一部の地方公共団体において開始し、2023年度からの全国展開を目指す。あわせて、年末調整手続に関して、来年度から、マイナポータルを活用したデータ連携により、必要書類の一括取得、各種申告書への入力・添付の自動化を開始する。

(2) 全世代型社会保障への改革

① 70歳までの就業機会確保

(多様な選択肢)

人生100年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である。

高齢者の雇用・就業機会を確保していくには、70歳までの就業機会の確保を図りつつ、65歳までと異なり、それぞれの高齢者の特性に応じた活躍のため、とり得る選択肢を広げる必要がある。

このため、65歳から70歳までの就業機会確保については、多様な選択肢を法制度上整え、当該企業としては、そのうちどのような選択肢を用意するか、労使で話し合う仕組み、また、当該個人にどの選択肢を適用するか、企業が当該個人と相談し、選択ができるような仕組みを検討する。

法制度上整える選択肢のイメージは、

- (a) 定年廃止
- (b) 70歳までの定年延長
- (c) 継続雇用制度導入（現行65歳までの制度と同様、子会社・関連会社での継続雇用を含む）
- (d) 他の企業（子会社・関連会社以外の企業）への再就職の実現
- (e) 個人とのフリーランス契約への資金提供
- (f) 個人の起業支援
- (g) 個人の社会貢献活動参加への資金提供

が想定し得る。

企業は (a) から (g) の中から当該企業で採用するものを労使で話し合う。それぞれの選択肢の具体的な検討に当たっては、各選択肢における企業が負う責務の程度など、

¹² 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント関係会議決定）に基づく。